

市町村の財政に優しい

浄化槽 市町村整備 推進事業

美しい水環境の創造へ



社団法人 全国浄化槽団体連合会

目 次

❶ 公共用水域の主な汚濁源と処理施設の種類	2
● (1) 主な汚濁源	2
● (2) 生活排水処理施設について	3
❷ 浄化槽の特長	4
● (1) 個別処理における汚濁物質排出量の比較	4
● (2) 小型浄化槽の処理性能	5
● (3) 生活排水処理施設の建設費・維持管理費	5～6
❸ 「浄化槽市町村整備推進事業」について	7
● (1) 「浄化槽市町村整備推進事業」の特長	7～9
● (2) 「浄化槽市町村整備推進事業」の実施状況	9～10
◎ 参考	11
● (1) 使用料による回収率	11～12
● (2) 耐震性	12
● (3) 河川の維持水量の確保(流域管理)	13

美しい水環境の創造に向けて

- 飲料水のほか生活用水の大部分を河川など公共用水域に依存しているわが国では、その水質保全は住民の生命と生活を守る上できわめて重要な課題です。特に、公共用水域の主要な汚濁原因は、家庭から処理されずに排出される生活排水によるものであり、生活排水対策の早急なる実施が求められています。
- 生活排水処理に係る施設整備は、各市町村で策定される「生活排水処理基本計画」※に基づいて実施され、その主な処理施設として、下水道、農業集落排水施設及び浄化槽等があります。市町村ではこれらの処理施設の特長、並びに人口密度や家屋間距離、地形あるいは建設と維持管理に係る経費等を考慮し、住民に十分な説明を行い住民の意見を反映しながら、その地域に適合した効率的な施設が選択されることが重要です。
- 浄化槽は、下水道と同等以上の処理性能を有する施設として評価され、平成6年に市町村が実施主体となって浄化槽の面的整備を図る「浄化槽市町村整備推進事業（平成14年度までは特定地域生活排水処理事業と呼ばれていましたが、補助対象地域の拡大に伴い事業の名称が変更されました。）」が国庫補助対象となり、生活排水処理施設として、浄化槽の整備・普及が図られています。また、平成17年度からは「汚水処理施設整備交付金」や「循環型社会形成推進交付金」が創設され、18年度からは補助金が廃止されて、全面的にこれらの交付金に移し替えられました。
- 今後、地方分権の確立に伴って市町村の財政負担がますます増大することが予想される中で、その地域の実情に即応し、効率的かつ経済的な生活排水処理施設を選択することが重要となってきています。
- そこで、今後の市町村の生活排水対策の推進に当たって、浄化槽について、より理解を深め、市町村の行う整備事業である「浄化槽市町村整備推進事業」が一層進められるよう、このリーフレットを作成しました。

※生活排水処理基本計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項の規定により、市町村は、その区域内における一般廃棄物（ごみ及び生活排水（し尿及び生活雑排水））の処理について一定の計画を定めなければならないものとされている。本計画は、市町村が長期的・総合的視点に立って、計画的に生活排水処理対策を行うため、計画目標年次（原則、計画策定時より10～15年後程度）における計画処理区域内の生活排水を、どのような方法で、どの程度処理していくかを定めるとともに、生活排水処理を行う過程で発生する汚泥の処理方法等の生活排水処理に係る基本方針を定めるものである。なお、おおむね5年ごとに、または諸条件に大きな変動があった場合においては、見直しを行うこととなっている。

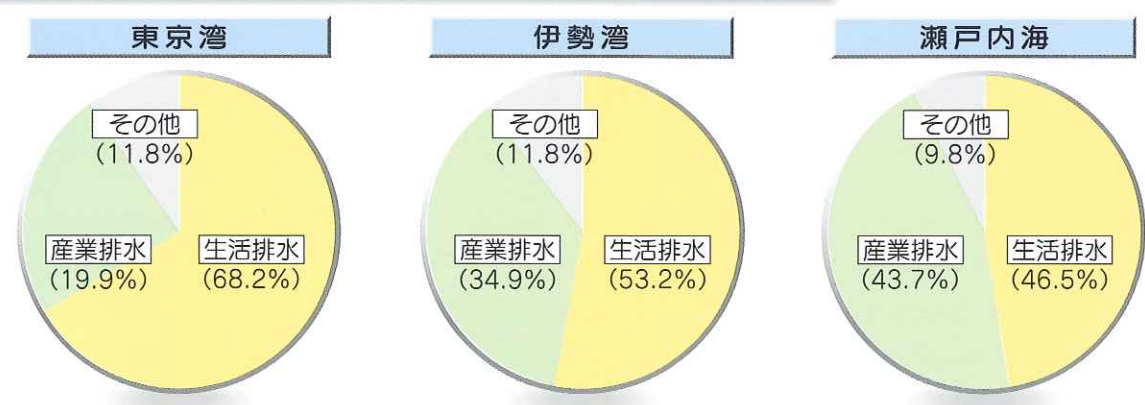
1 公共用水域の主な汚濁源と処理施設の種類



主な汚濁源

○ 公共用水域の水質汚濁の原因に、炊事、洗濯、入浴など人の日常生活に伴って排出される生活排水が大きな要因の一つとなっております。例えば、東京湾、伊勢湾、瀬戸内海などの水域においては、汚濁原因の4～7割近くが生活排水に起因しており、環境基準達成に向けて、早急なる対策の実施に迫られています（図1参照）。

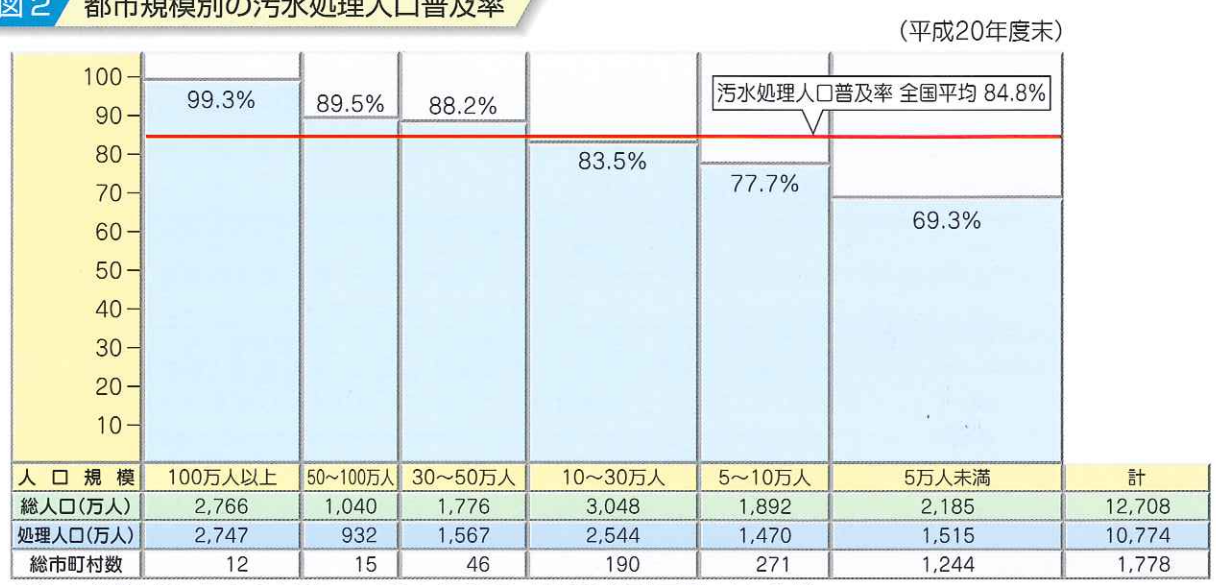
図1 平成16年度発生源別汚濁負荷量（COD）の割合（環境省調べ）



○ また、生活水準の向上に伴い生活排水の汚濁負荷量が増加し、汚濁負荷量の高い生活排水を未処理のまま放流することによる水質の汚濁は、河川下流地域だけでなく水道水源地域においても深刻な問題となっており、全国的に生活排水の適正処理が不可欠となっています。

○ ちなみに、污水处理人口普及率によると平成20年度末現在、総人口の約15%の人たちの生活排水処理施設が整備されておられません（図2参照）。

図2 都市規模別の污水处理人口普及率



(注) 1 総都市数1,778の内訳は、市784、町802、村192（東京区部は市を含む）
 2 総人口、処理人口は四捨五入を行ったため、合計が合わないことがある。
 3 污水处理人口普及率とは、下水道、農業集落排水施設等、浄化槽、コミュニティプラントの污水处理施設の処理人口の総人口に対する割合。

2

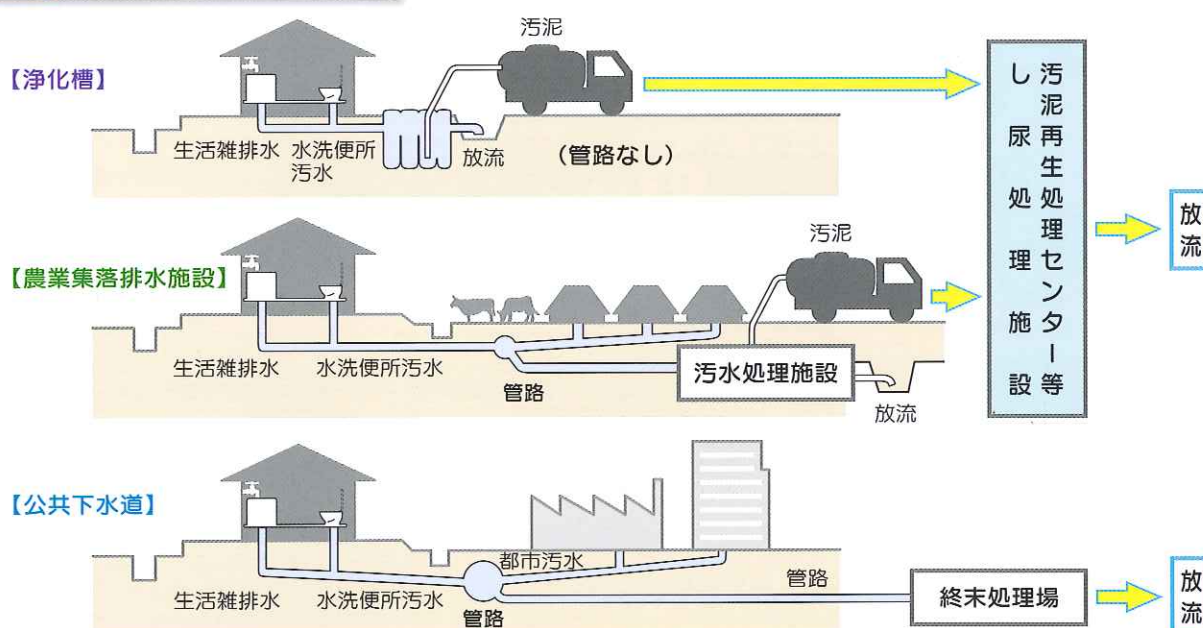
生活排水処理施設について

- 生活排水処理施設は、個別処理施設（建物（污水排出源）と同一敷地内に設けられた排水処理施設）と、集合処理施設（複数の建物（污水排出源）から排出される排水を管路で集め、まとめて処理するために設けられた排水処理施設）に大別されます。
- それぞれの概要は、表1と図3のとおりです。

表1 代表的な生活排水処理施設

施設の種類の種類		処理施設の概要・関係制度等	補助主体
個別処理施設	浄化槽	水洗便所污水と生活雑排水を同時に処理する施設で、設置から供用までの期間が短くかつ設置費用が安く、さらに処理性能が優れていることなどにより、投資効率とともに経済効果が高い施設として高く評価され、特に、人口密度の低い地域においては下水道と同等の恒久施設としてその普及が促進されています。	環境省
	公共下水道	大都市・市街化区域など人口密度の高い（40人/ha以上）地域の集合型処理施設として普及しており、各建物から排出された生活排水などを管路により集水し、主に河川の下流に設けられた終末処理場で処理する施設です。建設から供用開始までに長期間を要し、また膨大な額の建設費が必要であるほか、貴重な資源である水の地域での循環の面で問題があるとされています。	国土交通省
集合処理施設	農業集落排水施設	農業振興地域における生活環境の向上を目的に、当該地域における便所の水洗化と生活排水の処理を行う施設であり、原則として1,000人以下の村落を対象にした集合型処理施設（共同の浄化槽）です。地域における生活排水処理の効率化を図るため、浄化槽と農業集落排水施設の連携整備を行い、コスト縮減と農村集落の一体的水環境保全を図ることも行われています。	農林水産省

図3 污水处理システムの種類



(出典：(財) 日本環境整備教育センター「生活排水処理施設としての浄化槽」)



小型浄化槽^{注2}の処理性能

- 小型浄化槽の処理性能は、環境省関係浄化槽法施行規則の規定を受けて、国土交通省の告示で「放流水BOD20mg/ℓ以下」と「BOD及び総窒素(T-N)^{注3}とも20mg/ℓ以下」の2種類のもので示され、下水道と同等の能力を有しています。
- 最近では、膜分離活性汚泥法を採用した放流水BOD5mg/ℓ以下、硝化液循環法と鉄電解法を採用した放流水BOD10mg/ℓ以下、T-N10mg/ℓ以下及び総リン(T-P)^{注4}1mg/ℓ以下など、より高度な処理性能を有する製品が普及し始めています。
- なお、処理性能が「放流水BOD20mg/ℓ以下」の小型浄化槽における放流水BODの実態は、例えば、(財)福岡県浄化槽協会の平成11年度浄化槽法第11条検査結果^{注5}によると、放流水のBODの約6割は10mg/ℓ以下となっています。

注2：小型浄化槽：処理対象人員が50人以下の規模の浄化槽

注3：総窒素：有機態、アンモニア態、亜硝酸態あるいは硝酸態など、各種形態の窒素の総和

注4：総リン酸：オルトリン酸態等、各種形態のリンの総和

注5：平成11年度の浄化槽法第11条に基づく検査(8,192基)から10人槽以下の浄化槽のデータの整理結果



生活排水処理施設の建設費・維持管理費

- 污水处理原価とは、污水处理費（維持管理費^{注6}と資本費^{注7}の合計。雨水に係る費用は含まない。）を年間総有収水量で除して算出した値で、主な生活排水処理事業における値は表2に示すとおりです。

注6：維持管理費：污水处理施設の維持管理に要する経費で、具体的には人件費、動力費、薬品費、施設補修費、管路清掃費及びその他の維持管理費によって構成されている。

注7：資 本 費：地方公営企業法適用事業にあっては、減価償却費、企業債等支払利息及び企業債取扱諸費等の合計額。地方公営企業法非適用事業にあっては、地方債元利償還額及び地方債取扱諸費等の合計額である。

表2 下水道の処理区域人口区分と供用開始後年数区分でみた污水处理原価

■ 汚水1m³を処理するのに要する費用(污水处理費)は、下水道の場合、処理人口の規模、供用から何年経過しているか等により、大きく変わります。

単位：円/m³

区域内人口 供用 開始後年数	下 水 道			浄 化 槽
	5千人未満	5千人以上 1万人未満	1万人以上 5万人未満	
5年未満	944	664	594	243
5年以上15年未満	457	340	319	
15年以上25年未満	305	331	280	
25年以上	317	212	244	

例えば、小規模の市町村が、下水道でなく浄化槽を選択すると、処理原価は1/4程度になります。

総務省「平成19年度 下水道事業経営指標・下水道使用料の概要」より作成

■ この表は全国平均です。これから整備される小規模の市町村では、下水道の污水处理原価はさらに大きくなることが予想されます。次のアドレスで〇〇市(町村)で実施中の処理施設の污水处理原価が調べられます。

総務省「下水道事業比較経営診断表 ダウンロード」

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/c-zaisei/jititai_2/h19/html/mokuji.html

ただし、この診断表は既に事業を開始している市町村のデータです。これから事業を始める地域を対象として算定すると、下水道の污水处理費は大幅に増大します。

○ 表2より、次のような特長と傾向があげられます。

① 公共下水道事業の場合、処理規模が小さくなるにしたがって、汚水処理原価が高くなる傾向が認められる。

② 浄化槽を用いる浄化槽市町村整備推進事業や個別排水処理事業に比べ、集合処理施設を整備する公共下水道事業（供用開始後年数5年未満かつ区域内人口5千人未満の場合）、特定環境保全公共下水道事業及び農業集落排水事業などの汚水処理原価は4倍という高い値となっている。

○ 総務省発表の「平成15年度下水道事業経営指標・下水道使用料の概要」では、「汚水処理原価（資本費）について、同一類型内で他と比較して高めれば、処理場等の能力等が現時点では過大なものとなっている可能性が高く、早期に計画上の処理量に達するよう末端管渠等の整備を促進する等の措置を講じる必要がある。また、今後整備を進める地域については、事業規模、処理システムの変更も含め、計画の見直しを行い、過大な建設投資を回避することにより、将来の資本費の削減を徹底すべきである。」と指摘しています。

○ 参考のため、浄化槽市町村整備推進事業を実施し、かつ公共下水道などの集合処理施設の整備も同時に進めている市町村における各事業の使用料金及び汚水処理原価を比較した事例を表3に示します。これによると4倍～10倍以上にも拡大します。

表3 浄化槽市町村整備推進事業を実施している市町村における各種生活排水処理事業の使用料金及び汚水処理原価の事例

（出典：平成19年度版 地方公営企業年鑑）

都道府県	市町村名	事業の名称	行政区内人口に対する全体計画人口の割合(%)	一般家庭使用料 (20m³) 円/月	使用料単価 円/m³	汚水処理原価 円/m³	内 訳	
							維持管理費 円/m³	資本費 円/m³
A 県	a 村	市町村推	21.9%	2,898	159.54	178.57	159.54	19.03
		特環下水	76.9%	2,898	178.01	860.65	457.27	403.38
B 県	b 町	市町村推	37.7%	4,830	301.04	190.11	145.39	44.73
		公共下水	37.3%	3,990	232.98	918.94	166.95	751.99
		農業集落	7.8%	3,990	167.80	617.61	230.00	387.60
		個別排水	0.5%	3,570	103.65	155.92	48.44	107.48
	c 町	市町村推	11.8%	2,520	58.63	68.61	58.49	10.12
		特環下水	33.7%	3,360	196.21	906.90	468.17	438.73
C 県	d 町	農業集落	8.1%	2,625	129.41	952.35	233.11	719.24
		市町村推	35.2%	2,700	64.71	114.93	24.88	90.06
		特環下水	62.5%	2,700	144.21	1,436.55	1,149.62	286.93
		農業集落	19.2%	2,700	69.93	870.21	77.91	792.30
		小規模集	1.0%	2,700	56.25	1,484.62	17.79	1,466.83
D 県	e 町	市町村推	3.5%	2,620	85.20	85.77	84.64	1.13
		公共下水	63.8%	1,780	105.20	356.83	112.01	244.83
		特環下水	21.1%	1,890	111.95	639.72	207.61	432.11
		農業集落	2.0%	2,540	68.44	825.57	534.01	291.56
	f 町	市町村推	42.0%	2,830	91.31	67.68	55.38	12.31
		公共下水	25.9%	2,100	122.31	716.99	150.61	566.39
		特環下水	51.3%	2,100	120.31	563.64	106.08	457.56
		農業集落	1.1%	3,080	157.20	600.53	429.90	170.64
		小規模集	0.4%	3,080	120.73	503.91	163.72	340.19
		市町村推	33.9%	2,900	111.70	135.77	105.93	29.85
E 県	g 町	公共下水	50.3%	2,900	155.72	603.49	169.97	433.52
		特環下水	13.8%	3,780	200.68	512.28	123.63	388.65
		農業集落	3.8%	3,780	222.30	1,161.41	236.50	924.92
		市町村推	35.4%	3,000	176.41	191.46	191.46	-
F 県	h 町	特環下水	9.6%	4,000	234.25	794.73	440.36	354.36
		農業集落	18.7%	4,000	229.04	674.17	300.60	373.57
		市町村推	3.3%	3,150	173.22	271.85	252.56	19.29
G 県	i 町	特環下水	11.6%	3,150	159.91	2,383.13	2,259.01	124.12
		農業集落	5.5%	3,675	169.94	1,083.26	421.34	661.92
		市町村推	0.4%	3,670	222.72	37.74	37.74	-
H 県	j 町	特環下水	11.2%	4,500	165.04	599.62	287.56	312.05
		農業集落	12.8%	3,670	106.71	254.52	107.28	147.23
		小規模集	0.2%	3,670	216.60	1,356.64	371.28	985.35

注) 市町村推：浄化槽市町村整備推進事業
 特環下水：特定環境保全公共下水道事業
 公共下水：公共下水道事業
 農業集落：農業集落排水事業
 個別排水：個別排水処理施設整備事業
 小規模集：小規模集合排水処理施設整備事業

3

「浄化槽市町村整備推進事業」について

- 市町村が生活排水対策を実施するに当たっては、家屋密度、地勢及び市町村の財政負担等を十分考慮の上、生活排水処理基本計画を策定し、下水道や浄化槽などその地域に最も適した施設整備を推進する必要があります。
- 今後、処理施設の整備が必要とされる地域は、整備済みの地域に比べ集落規模が小さく、家屋密度が低くなることから、建設費と維持管理費の合計額を比較すると、集合処理よりも個別処理が有利な地域がほとんどです。今後の市町村の財政状況を考慮すると、浄化槽を主体とした生活排水処理施設の整備が進むと考えられます。
- 浄化槽を国庫補助制度等を活用して整備する手法としては、①個人設置型(浄化槽設置整備事業)、②市町村設置型(浄化槽市町村整備推進事業、個別排水処理施設整備事業等)などの手法がありますが、中でも以下に示す浄化槽市町村整備推進事業が最も注目されており、対象市町村が本事業を導入することを環境省も積極的に推進しています。

※浄化槽市町村整備推進事業は20戸以上(離島等では10戸以上(平成20年度からは更に助成要件の緩和等有り))の住宅等を整備する事業であり、個別排水処理施設整備事業は1戸以上20戸未満(事業実施期間内に10戸以上)の住宅等を整備する事業です。

1

「浄化槽市町村整備推進事業」の特長

- (1) 浄化槽の設置時における住民の費用負担額は、「浄化槽設置整備事業」の約6分の1となり、本事業の方が住民負担を軽減することができます。(図5参照) また、浄化槽の設置や保守点検・清掃、あるいは法定検査の受検等に係る手続きを市町村が行うため、住民の事務手続きの手間を省くことができます。
- (2) 本事業は、下水道事業債の対象とされているなど下水道事業と同等に取扱われることから、住民の負担が大きく軽減される構造となっています。(図5と表4～5参照)。

図5 浄化槽の設置費に対する財政措置〔設置費全体で84万円の場合(5人槽の例)〕

浄化槽市町村整備推進事業 (市町村設置型)	住民負担 10%	下水道事業債(元利償還金の50%相当は交付税措置) 17 / 30	国庫補助 1 / 3
	8.4万円	47.4万円	27.9万円
90%			
浄化槽設置整備事業 (個人設置型)	住民負担 60%	自治体補助 2 / 3	国庫補助 1 / 3
	50.2万円	33.5万円	
40%			

国庫補助事業にあっては地方負担額の80%に、財政力指数に応じた乗率を乗じて得た額を特別交付税で措置

☆なお、上記以外に「高度処理型浄化槽」への上乗せ補助がある他、平成18年度からは合併処理浄化槽へ転換するための単独処理浄化槽の撤去費用に対する助成制度も創設されました。

平成21年度 浄化槽推進関係予算における国の支援措置

全国の先駆的な事例となりうる事業を選定し、モデル事業としてその取組を支援する。

●実施期間：平成21年度から3年間

●助成率：1/2

●事業内容：

- ① 浄化槽集中整備事業
- ② 高度処理浄化槽集中整備事業
- ③ 単独処理浄化槽集中転換事業
- ④ 防災拠点浄化槽集中整備事業
- ⑤ 低炭素社会対応型浄化槽集中整備事業

平成22年度 浄化槽推進関係予算における国の新たな支援措置

低炭素社会対応型浄化槽整備事業の実施(一般事業)

浄化槽分野における地球温暖化対策の促進を図るとともに、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進するため、以下による事業を行う。

●実施期間：平成22年度から2年間

●助成率：1/2

●事業内容：浄化槽市町村整備推進事業における、

低炭素社会対応型浄化槽(省エネルギータイプ)の整備への助成

●実施要件：1. 浄化槽整備区域内の特定の区域内の普及率を10ポイント以上又は30基以上向上させる計画であること。

2. 低炭素社会対応型浄化槽の整備計画基数中、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を10%以上実施する計画であること。

表4 浄化槽市町村整備推進事業と農業集落排水事業の概算事業費（建設費）の比較例

(単位：千円)

	一般地域		過疎地域	
	浄化槽市町村整備推進事業	農業集落排水事業	浄化槽市町村整備推進事業	農業集落排水事業
全 体 額	372,498	841,374	372,498	841,374
国 庫 補 助 額	124,166	504,824	186,249	504,824
受 益 者 負 担 相 当 額	37,250	50,482	27,937	50,482
起 債 対 象 額	211,000	286,000	158,200	286,000
下 水 道 債 充 当 額	211,000	143,000	79,100 (39,550)	71,500 (35,750)
過 疎 債 充 当 額	0	0	79,100 (23,730)	100,100 (30,030)
県 費 交 付 額	0	118,844	0	118,844
市 町 村 負 担 額	82	74,706	(112)	(46,106)
市 町 村 実 質 負 担 額	(105,582)	(146,206)	(63,392)	(111,886)

対象地区：343世帯、710人で試算、浄化槽の場合は6～7人槽基準額1,086,000円で試算

() 書きは、市町村の実質負担する額

出典：宮口孝廣、龍郷町における特定地域生活排水処理事業の推進経緯と現状及び今後の課題について、月刊浄化槽、No.280、1999年8月号

表5 下水道事業と浄化槽市町村整備推進事業の概算事業費の比較例
(秋田県二ツ井町が試算した結果、1994年当時)

	浄化槽市町村整備推進事業	下 水 道 事 業
総 事 業 費	51億8,630万円	204億5,171万円
町 の 実 質 支 出 額	22億7,835万円	46億9,090万円
建設時の各世帯負担（平均）	53万9,000円	66万5,000円
年 間 の 各 世 帯 負 担	5万9,258円	4万6,080円
事業期間：40年間、事業対象：町全体で3,650世帯（12,100人）		

出典：平成12年12月7日付け朝日新聞

- (3) 維持管理主体が市町村であることから、維持管理に対する信頼性が向上します。
- (4) 生活排水を排出源で処理して放流するため、身近な公共用水域で水質改善効果が見られ、住民の環境保全に対する意識がより向上します。

例えば、戸建て住宅用浄化槽で面的整備を行っている香川県寒川町（現・さぬき市）では、整備率の上昇に伴い「水質汚濁の話が聞こえなくなり、農業用水路等からドブ臭さがなくなり、ボウフラやウジ虫の発生源が抑えられ、蚊やハエが少なくなる代わりにメダカやホタルが甦ってきたという話や河川には鮎の回帰が見られるようになった。」という導入の効果が報告されています。

(出典：広瀬廣、寒川町合併処理浄化槽1,000基設置達成までの道のりと今後の課題、月刊浄化槽、No.299、2001年3月号)

- (5) さらに、民間のノウハウ、資金を活用し、効率的かつ効果的に浄化槽の整備が行えるよう、平成14年度からは、PFI手法を活用した本事業が国庫補助対象となりました。具体的には民間事業者（市町村がPFI推進法に基づき選定した事業者）が整備した浄化槽を市町村が買い取り、その買い取り費用に対して国庫補助が行われます。
- (6) その他、本事業のメリット
- ① 市町村の財政事情に合わせて事業計画が立てやすい。
 - ② 人口、世帯数の増減に柔軟に対応できる。
 - ③ 管路施設が不要で、工事期間が短期間であるため（5人槽で7～10日）、すぐに受益効果が現れる。
 - ④ 住民の希望によって施設を設置するので、加入率が100%になる。
 - ⑤ 維持管理費は、自己の施設の分だけで済む。
 - ⑥ 希望者は、個々に申し込みができる。
 - ⑦ 人数又は、延べ床面積によって浄化槽規模が決まるので、1人当たりで換算した場合、住民負担の公平性が確保される。
 - ⑧ 地元企業の活性化が図られる。

（出典①～⑦：宮口孝廣、龍郷町における特定地域生活排水処理事業の推進経緯と現状及び今後の課題について、月刊浄化槽、No.280、1999年8月号）



「浄化槽市町村整備推進事業」の実施状況

- 本事業の実施市町村数は、平成7年度11市町村、平成12年度が58市町村と毎年、10弱の市町村が増加する状況でした。しかしながら、地域要件が緩和されたことに加え、本事業の特長について次第に理解が広がり、市町村事業が増加し、平成20年12月末現在では、247市町村が本事業を実施しています（表6参照）。
- 本事業の「地域要件の更なる緩和」や「更なる啓発活動」を行うことで、今後、実施する市町村数が飛躍的に増加すると考えられます。
- 本事業は、行政人口の動向、財政状況あるいは他の生活排水処理事業の進捗状況など市町村の現状に見合った事業計画が立案できるため、市町村にとって非常に実施しやすい生活排水処理事業となっています。
- なお、本事業開始前に浄化槽を設置した住民に対しても、住民間の平等を図るため、浄化槽本体の寄付などにより個人設置から市町村設置（管理）に移行できる制度を有している町村もあります。例えば、山形県平田町、茨城県里美村、長野県鬼無里村、長野県坂北村、長野県信州新町、鳥取県日南町、鳥取県南部町、島根県邑南町、島根県飯南町、福岡県杷木町、熊本県泉村などです。

表6 現在における浄化槽市町村整備推進事業 実施市町村等の一覧

平成20年12月末日 現在

都道府県名	市町村数	平成20年度事業実施市町村名
北海道	10	北斗市、寿都町、黒松内町、中川町、豊浦町、荏賀町 (PFI)、厚真町、本別町、妹背牛町、利尻町
青森県	3	十和田市 (PFI)、大鰐町、平川市
岩手県	15	盛岡市、宮古市 (PFI)、花巻市、一関市、二戸市、八幡平市、奥州市 (PFI)、葛巻町、岩手町、紫波町 (PFI)、西和賀町、金ヶ崎町、洋野町、一戸町、遠野市
宮城県	10	仙台市、石巻市、登米市、栗原市、大崎市、大和町、大郷町、大衡村、色麻町、加美町
秋田県	12	能代市、横手市、大館市、北秋田市、東成瀬村、湯沢市、由利本荘市、大仙市、藤里町、仙北市、秋田市、湯上市
山形県	8	鶴岡市、酒田市、長井市、最上町、大蔵村、高畠町、飯豊町、上山市、
福島県	9	三春町、白河市、会津若松市、西会津町、金山町、三島町、昭和村、会津美里町、磐梯町
茨城県	6	日立市、常陸太田市、常陸大宮市、大子町、桜川市、小美玉市
栃木県	3	鹿沼市、大田原市、日光市
群馬県	13	太田市、渋川市、藤岡市、富岡市、上野村、神流町、下仁田町、南牧村、嬬恋村、高山村、東吾妻町、昭和村、中之条町
埼玉県	6	秩父市、鳩山町、ときがわ町、小鹿野町、東秩父村、深谷市
千葉県	2	睦沢町、長柄町
東京都	4	八王子市、奥多摩町、小笠原村、青ヶ島村
神奈川県	1	山北町
新潟県	5	長岡市、上越市、十日町市、糸魚川市、南魚沼市
富山県	2	南砺市、砺波市
石川県	7	七尾市、輪島市、珠洲市、羽咋市、能登町、志賀町、宝達志水町
福井県	3	越前市、福井市、美浜町
山梨県	6	甲斐市、山梨市、甲州市、市川三郷町、身延町、道志村
長野県	10	松本市、南木曽町、筑北村、信州新町、栄村、飯山市、木祖村、中条村、伊那市、麻績村
岐阜県	2	郡上市、揖斐川町
静岡県	1	掛川市
愛知県	0	
三重県	7	松阪市、大台町、多気町、南伊勢町、名張市、伊賀市、紀宝町 (PFI)
滋賀県	0	
京都府	5	宇治田原町、京丹波町、綾部市、舞鶴市、京丹後市
大阪府	4	枚方市、富田林市 (PFI)、河内長野市、大東市
兵庫県	0	
奈良県	2	黒滝村、天川村
和歌山県	4	田辺市、日高町、有田川町、高野町
鳥取県	5	伯耆町、南部町、日南町、北栄町、鳥取市
島根県	14	松江市、浜田市、出雲市、大田市、安来市、雲南市、奥出雲町、飯南町、美郷町、邑南町、海士町、隠岐の島町、東出雲町、西ノ島町
岡山県	6	高梁市、新見市、真庭市、美作市、新庄村、奈義町
広島県	5	広島市、三原市、三次市、庄原市、安芸高田市
山口県	3	宇部市、萩市、岩国市
徳島県	1	三好市 (山城地区 (PFI))
香川県	3	まんのう町、三豊市、香南町
愛媛県	8	八幡浜市、伊予市、西予市、上島町、久万高原町、伊方町、鬼北町、今治市
高知県	2	津野町、土佐町
福岡県	6	久留米市、うきは市、朝倉市、みやま市、香春町 (PFI)、柳川市
佐賀県	3	唐津市、神埼市、有田町
長崎県	5	西海市、雲仙市、時津市、諫早市、小値賀町
熊本県	12	八代市 (旧東陽村、旧泉村)、玉名市 (旧天水町)、天草市 (旧倉岳町、旧新和町、旧天草町)、菊池市、美里町、和水町 (旧菊水町)、南関町、南小国町、南阿蘇町、芦北町 (旧田浦町)、苓北町、小国町
大分県	5	佐伯市、臼杵市、竹田市、豊後大野市、国東市
宮崎県	3	宮崎市、延岡市、綾町
鹿児島県	6	薩摩川内市、曾於市、長島町、龍郷町、知名町、三島村
沖縄県	0	
合 計	247	

赤:新規 青:19年度事業 緑:継続

平成20年12月末からの新規実施自治体は12市町村(市町村合併による新市町村は、継続市町村としている)

なお、現在交付金を要求していない市町村であっても、引き続き維持管理事業を実施している市町村は記載している。

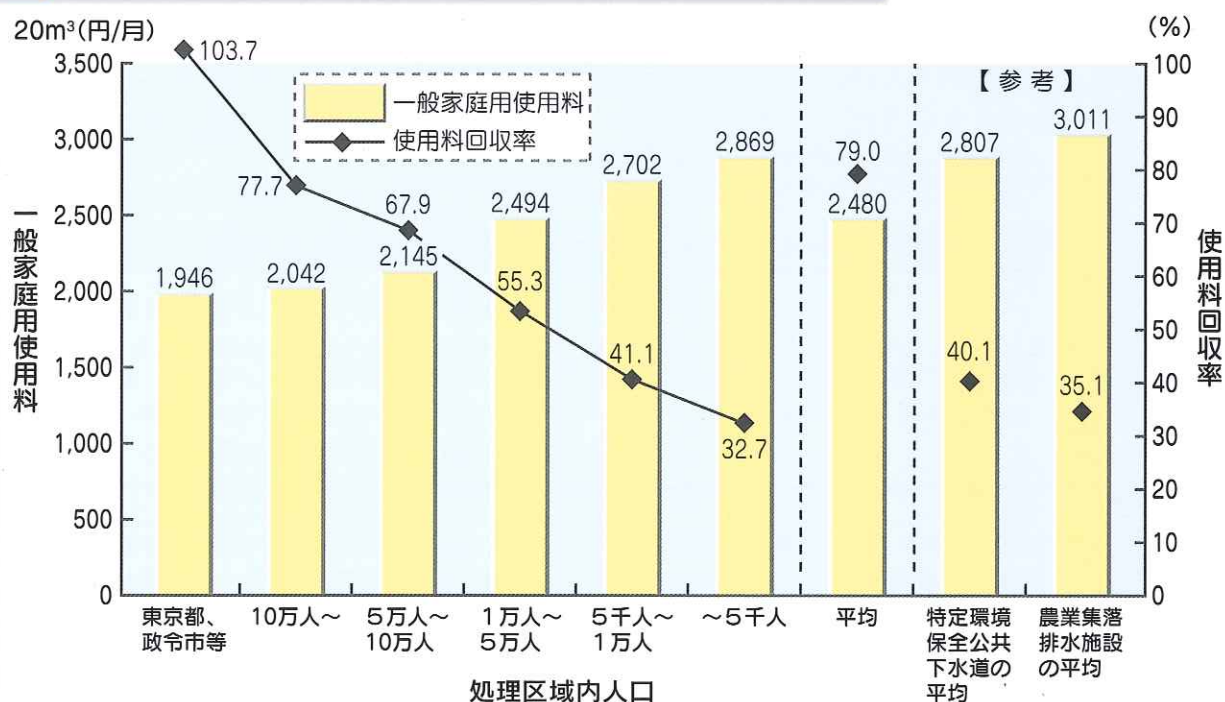
【参 考】



使用料による回収率

- 公共下水道の場合、污水处理費のうち、使用料で回収されている割合は、平成18年度における全国平均で79.0%（特定環境保全公共下水道が40.1%、農業集落排水施設が35.1%）です（図6参照）。
- この差額は、一般会計から下水道事業会計に繰り入れられており、平成18年度における一般会計繰入金は全国総額で4,906億円となっています（図7参照）。一般会計で負担すべき経費については、繰出基準に基づいて一般会計から下水道会計に繰出されるものでありますが、現実には、繰出基準に基づくもの以外のものとして、使用料で回収できない分や、受益者負担金等の徴収不足分等も繰り出されています。
- この主な原因について、「平成18年度版地方公営企業年鑑」（総務省）では、「供用開始直後で污水处理原価が相対的に高い団体が多いこと、使用料水準が低い団体があること等が考えられるが、このような団体にあっては、使用料を適正な水準に引き上げる等、経営の健全化を図る必要がある。」と述べています。

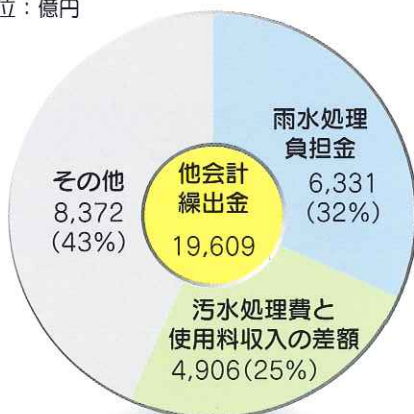
図6 公共下水道の処理区域内人口区分別一般家庭用使用料（円/月）及び使用料回収率の平均値（平成18年度）



※平成18年度下水道事業経営指標・下水道使用料の概要より。
 ※特定公共下水道、特定環境保全公共下水道、流域下水道を除く。

図7 一般会計繰入金額（平成18年度）

単位：億円



注) その他とは、当該企業の経営に伴う収入によらず一般会計による負担によってその経営を賄うことが認められている経費で、例えば下水道に排除されている下水の規制に関する事務費、水洗便所に係る改造命令等に関する事務費等に要する経費である。

(出典：平成18年度版 地方公営企業年鑑)

2

耐震性

- 阪神淡路大震災における下水道と浄化槽の被災状況について、社団法人 兵庫県水質保全センターのレポートがあります。その中で「電気、ガス、水道、下水道、道路、軌道等のライフラインは一斉に災害に遭い、全体ないし多くの部分が麻痺し、特に地下に埋設されたラインの修復は困難を極め、その修復には長期間を要した。下水道は特に管路部分に甚大な被害が生じたため完全に麻痺したのに対し、浄化槽では宅地内配管及び本体に、軽微な破損が認められたがいずれも被害は軽微で、その修復は容易であった。」と報告されています（表7参照）。

表7 下水道と浄化槽における被害状況に関する調査結果の概要

区 分	管 路	処 理 施 設
浄化槽	管路がないため被害はないが、下水道と同様に宅地内の排水升内の配管接合部等にずれを生じたものがあった。	調査対象浄化槽7,889基のうち浄化槽本体の一部に破損がみられたものが8.3%あったが、致命的な被害を受けたものはなく、補修は容易であった。特に小型浄化槽の破損率は0.3%と被害を受けたものは極めて少ない。
下水道	兵庫県下の被害を受けた管路距離は160kmにも及び、修理箇所は44,679箇所であった。なお、被害箇所については発見されていない部分も多数あるといわれている。	県下43施設のうち処理機能に影響が出た処理施設は8施設であった。そのうち甚大な被害を受けた施設は3施設であり、復旧までかなりの時間を要した。

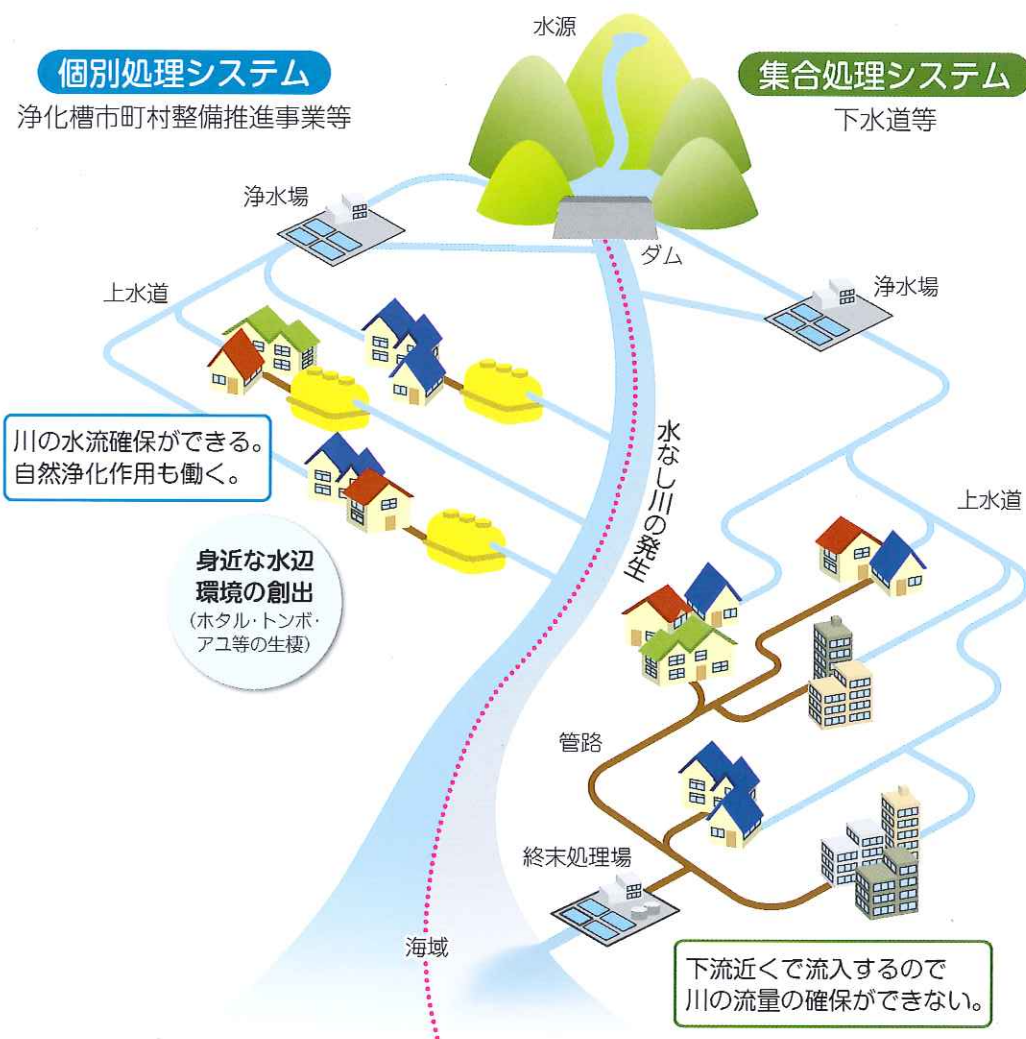
(出典：阪神淡路大震災の経験に基づく合併処理浄化槽の普及の重要性、月刊浄化槽、NO.249、1997年1月号)

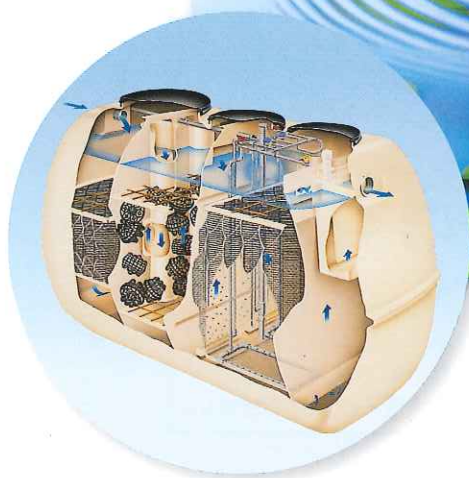


河川の維持水量の確保（流域管理）

- 浄化槽は、家庭で発生した汚水をその場で処理し、使った水をきれいにして排水路経由で中小河川に戻し、都市河川の水量維持に役立つ施設（分散放流タイプ）です。平成20年度末の浄化槽の普及人口は1,127万人、処理水量を200ℓ／人・日とすると、年間処理水量は約8.23億m³となり、日本で最も有効貯水容量が大きい(6.01億m³) 奥只見ダムの約1.4倍に相当します。浄化槽処理水は、身近な水辺環境の創出に役立ちます（図8参照）。
- 一方、下水道（集合処理施設）では、汚水を管路で遠く離れた終末処理場まで運び、処理して放流します。終末処理場は、河川の下流域に建設されることが多く、そこで放流（集中放流タイプ）されるために、その上流の河川では水量が少なくなる一方、放流水の水量は多くなるため高度処理しても放流先の水質に及ぼす影響は、浄水槽（分散放流タイプ）よりも大きくなります。
- すなわち、河川水の維持という観点からも浄化槽処理の効果はきわめて大きいといえます。

図8 生活排水処理システムの違いによる河川の維持水量の比較と自然浄化作用





社団法人 **全国浄化槽団体連合会**

TEL.03-3267-9757 FAX.03-3267-9789

E-mail : zenjoren@titan.ocn.ne.jp